

# 建設業を営む

## 事業主の皆様へ!



事業主にとって、労災が起きたとき、安全配慮義務違反で民事上の損害賠償を求められるケースが増えています。とくに建設業では、元請・下請が混在し、危険も多く責任の所在が問題になることがあります。国の労災保険の制度はありますが、建設業に多い、いわゆる「一人親方」と呼ばれる方にはこの保険は使えません。

**そこで、国の特別加入制度を利用することによって大きなメリットがあります!!**

この制度を利用すれば、元請の事業主にとっては即戦力となる一人親方さんを使うことによって全員雇用の経費負担が軽くなり、一人親方さんにとってはどこの現場で働いても労災保険が使えるという安心感があります。当組合は建設業の方専門の組合ですので、加入の申請から保険料の納付、事故発生時の対応から手続きまで行います。

### 保険給付の内容のご案内

#### 1. 業務・通勤災害にあったら

必要な治療が無料で受けられます

#### 2. 業務・通勤災害で休業したら

休業 4 日目から給付基礎日額の 80%が保障されます

#### 3. 業務・通勤災害で障害が残ったら

障害の等級に応じて年金や一時金が支給されます

#### 4. 業務・通勤災害で死亡したら

埋葬料や遺族に対して年金や一時金が支給されます

保険料等については年度で変更がありますのでお問い合わせください。

## 熊本県建設一人親方組合

〒860-0081

熊本市西区京町本丁 6-56 松本ビル 201 号

社会保険労務士法人 上田事務所内

TEL(096)351-9532